

新潟市特別職報酬等審議会条例

昭和 39 年 10 月 10 日
条例第 79 号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員報酬の額及び期末手当並びに市長及び副市長の俸給の額及び期末手当（以下「議員報酬等の額」という。）、政務活動費の額等について審議するため、新潟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（平19条例13・平19条例73・平20条例53・平25条例4・平25条例46・平27条例53・一部改正）

(諮問等)

第2条 市長は、議員報酬等の額又は政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額又は政務活動費の額について審議会の意見を聞くものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、新潟市人事委員会が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項第5号の規定により給与に関する勧告をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聽かなければならない。
- 3 市長は、前2項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、教育長、企業管理者及び常勤監査委員の俸給の額並びに行政委員会の委員の報酬の額等について、審議会の意見を聞くことができる。

（平25条例46・平27条例53・一部改正）

(委員)

第3条 審議会は、委員10人以内をもつて組織し、その委員は新潟市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

（平19条例73・一部改正）

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（平4条例1・平18条例89・一部改正）

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 新潟市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第53号）の施行の日において現に審議会の委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年7月31日に満了する。

附 則（昭和41年条例第25号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年条例第54号）

この条例は、昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和51年条例第4号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第89号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第13号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第73号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。

附 則（平成25年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

新潟市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第79号）新旧対照表

改正後（案）	現行	備考
<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員報酬及び期末手当の額並びに市長及び副市長の俸給及び期末手当の額（以下「議員報酬等の額」という。），政務活動費の額等について審議するため、新潟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 市長の諮問に応じ、議会の議員報酬の額並びに市長及び副市長の俸給の額（以下「議員報酬等の額」という。），政務活動費の額等について審議するため、新潟市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p>	審議対象の追加
<p>(諮問等)</p> <p>第2条（略）</p>	<p>(諮問等)</p> <p>第2条 市長は、議員報酬等の額又は政務活動費の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額又は政務活動費の額について審議会の意見を聞くものとする。</p>	諮問要件の変更
<p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>新潟市人事委員会が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条第1項第5号の規定</u>により給与に関する勧告をしたときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聽かなければならない。</p> <p>3（略）</p>	<p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、<u>給与を決定する諸条件の変化</u>により<u>新潟市給与条例（昭和32年新潟市条例第60号）</u>に規定する俸給表の改定があるときは、議員報酬等の額について審議会の意見を聽かなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、教育長、企業管理者及び常勤監査委員の俸給の額並びに行政委員会の委員の報酬の額等について、審議会の意見を聞くことができる。</p>	
<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p><u>(委員の任期の特例)</u></p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	

改正後（案）	現行	備考
<p>2 新潟市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（平成27年新潟市条例第53号）の施行の日において現に審議会の委員である者の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成28年7月31日に満了する。</p>		委員任期の延長の特例追加